

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月8日

佐賀県公安委員会委員長 奥 田 律 雄

佐賀県公安委員会規則第3号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則（平成6年佐賀県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(警務部の分課)</p> <p>第2条 警務部に、次の<u>7課</u>を置く。</p> <p>略</p> <p>監察課</p> <p>会計課</p> <p>略</p> <p>(監察課)</p> <p>第5条 監察課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>留置管理に関すること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p><u>2 監察課に、留置管理官を置く。</u></p> <p>(1) <u>留置管理官には、警視の階級にある警察官をもって充てる。</u></p> <p>(2) <u>留置管理官は、命を受け、前項第5号に掲げる事務をつかさどる。</u></p>	<p>(警務部の分課)</p> <p>第2条 警務部に、次の<u>8課</u>を置く。</p> <p>略</p> <p>監察課</p> <p><u>留置管理課</u></p> <p>会計課</p> <p>略</p> <p>(監察課)</p> <p>第5条 監察課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(<u>留置管理課</u>)</p> <p>第5条の2 <u>留置管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) <u>留置管理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、本部長又は警務部長の命ずるこ</u></p>

改正前	改正後
<p>(刑事企画課)</p> <p>第14条の2 刑事企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7)～(10)</u> 略</p> <p>2 刑事企画課に、捜査支援室を置く。</p> <p>(1) 捜査支援室は、前項第3号、<u>第6号及び第7号</u>に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>(捜査第一課)</p> <p>第15条 捜査第一課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 手口捜査に関すること。</u></p> <p><u>(9)・(10)</u> 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(組織犯罪対策課)</p> <p>第16条の2 組織犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。</u></p>	<p><u>と。</u></p> <p><u>2 留置管理課に、留置管理官を置くことができる。</u></p> <p><u>(1) 留置管理官には、警視の階級にある警察官をもって充てる。</u></p> <p><u>(2) 留置管理官は、命を受け、前項各号に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(刑事企画課)</p> <p>第14条の2 刑事企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 手口捜査に関すること。</u></p> <p><u>(8)～(11)</u> 略</p> <p>2 刑事企画課に、捜査支援室を置く。</p> <p>(1) 捜査支援室は、前項第3号<u>及び第6号から第8号まで</u>に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>(捜査第一課)</p> <p>第15条 捜査第一課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(組織犯罪対策課)</p> <p>第16条の2 組織犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

改正前	改正後
<p>(5)・(6) 略</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>2 組織犯罪対策課に、組織犯罪対策官を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 組織犯罪対策官は、命を受け、<u>前項各号に掲げる事務の指導に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>(交番、駐在所等)</p> <p>第39条 略</p> <p><u>(幹部派出所長)</u></p> <p>第39条の2 <u>幹部派出所に、幹部派出所長を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>幹部派出所長には、警視の階級にある警察官をもって充てることができる。</u></p> <p>3 <u>幹部派出所長は、命を受け、幹部派出所に関する事務をつかさどり、部下の職員を指揮監督する。</u></p> <p>別表第1 (第38条の2関係)</p>	<p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) <u>暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。</u></p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>(9) <u>第6号から前号までに掲げるもののほか、組織犯罪の取締りに関すること(他課の所掌に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(10)・(11) 略</p> <p>2 <u>組織犯罪対策課に、特殊詐欺捜査室を置く。</u></p> <p>(1) <u>特殊詐欺捜査室は、前項第3号及び第9号に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(2) <u>特殊詐欺捜査室に、室長を置く。</u></p> <p>(3) <u>室長には、警視の階級にある警察官をもって充てる。</u></p> <p>(4) <u>室長は、命を受け、特殊詐欺捜査室の事務を掌理する。</u></p> <p>3 組織犯罪対策課に、組織犯罪対策官を置く。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 組織犯罪対策官は、命を受け、<u>第1項第1号及び第2号並びに第4号から第11号までに掲げる事務の指導に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>(交番、駐在所等)</p> <p>第39条 略</p> <p>別表第1 (第38条の2関係)</p>

改正前		改正後	
所属警察署	名称	所属警察署	名称
佐賀県佐賀南警察署	警務課 <u>留置管理課</u> 会計課 生活安全課 地域第一課 地域第二課 刑事第一課 刑事第二課 交通課 警備課	佐賀県佐賀南警察署	警務課 会計課 生活安全課 地域第一課 地域第二課 刑事第一課 刑事第二課 交通課 警備課
略		略	
佐賀県小城警察署	警務課 <u>留置管理課</u> 会計課 生活安全課 地域第一課 地域第二課 刑事課 交通課 警備課	佐賀県小城警察署	警務課 会計課 生活安全課 地域第一課 地域第二課 刑事課 交通課 警備課
略		略	
佐賀県武雄警察署	警務課 <u>留置管理課</u> 会計課 <u>生活安全・</u> <u>刑事課</u> 地域課 交通課 警備課	佐賀県武雄警察署	警務課 会計課 <u>生活安全課</u> 地域課 <u>刑</u> <u>事課</u> 交通課 警備課
略		略	

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和6年4月1日から施行する。
(佐賀県留置施設視察委員会に関する規則の一部改正)
- 佐賀県留置施設視察委員会に関する規則（平成19年佐賀県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(会議)	(会議)
第3条 略	第3条 略
2 佐賀県警察本部警務部 <u>監察課長</u> は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。	2 佐賀県警察本部警務部 <u>留置管理課長</u> は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の会議の招集を求めることができる。
3・4 略	3・4 略
(会議録)	(会議録)
第4条 略	第4条 略

改正前	改正後
2 会議録は、佐賀県警察本部警務部 <u>監察課</u> において調製し、保存するものとする。	2 会議録は、佐賀県警察本部警務部 <u>留置管理課</u> において調製し、保存するものとする。